

「第10次滋賀県卸売市場整備計画」の策定について

「滋賀県卸売市場整備計画」は、県内生鮮食料品等の取引の適正化とその生産および流通の円滑化を図ることを目的に策定するもので、国の「卸売市場整備基本方針」が平成28年1月、「中央卸売市場整備計画」が平成28年4月に策定されたことを受けて、平成28年度内に見直しを行い、第10次計画を策定する。

1 滋賀県卸売市場整備計画

卸売市場法第6条の規定に基づき、国が概ね5年ごとに定める「卸売市場整備基本方針」に即し、県内地方卸売市場の整備に関する事項を定める計画。

2 策定経過

1) 滋賀県卸売市場審議会の開催

○平成28年 8月 9日

- ・県内地方卸売市場（大津市場）の施設見学
- ・滋賀県卸売市場審議会会长への諮問
- ・第10次滋賀県卸売市場整備計画の策定方針の考え方について

○平成28年11月15日

- ・第10次滋賀県卸売市場整備計画の答申案について

○平成29年 1月10日

- ・滋賀県卸売市場審議会会长からの答申

※滋賀県卸売市場審議会（15名）

滋賀県卸売市場法施行条例第22条の規定に基づき設置するもので、学識経験者、生産者、流通業者、消費者等の代表で構成し、卸売市場整備計画の策定等について審議を行う。

2) 環境・農水常任委員会への報告

○平成28年7月13日

- ・第10次滋賀県卸売市場整備計画の策定について
(前計画の構成、前計画における現状と課題、国・基本方針のポイント、策定スケジュール等)

○平成29年2月 8日

- ・第10次滋賀県卸売市場整備計画の策定について
(策定経過、計画案の概要)

3) 滋賀県卸売市場整備計画ワーキンググループの設置

- ・拠点4市場（大津、東近江市八日市、彦根、長浜）の開設者、青果・水産物の卸売業者の代表者を構成員とするワーキンググループを設置し、2回開催（平成28年7月11日、10月27日）

※第9次整備計画では、青果・水産物は、南部・中部・北部の3つの流通圏を設定し、それらに4つの拠点市場を位置づけている。

4) その他

- ・拠点4市場の各市、卸売会社等関係者および食肉市場の開設者を個別に訪問、説明、意見聞き取り（11月下旬～12月下旬）。

3 第10次滋賀県卸売市場整備計画の内容

別添「第10次滋賀県卸売市場整備計画の概要（案）」のとおり。

4 県内卸売市場の立地および流通圏の設定

流通圏および配置は、現状維持とする。

凡 例	
流 通 圏 域	—
総 合 市 場	●
青 果 物 市 場	□
水 産 物 市 場	○
食 肉 市 場	■
拠点市場(青果・水産物)	■■■■

